

土地改良施設突発事故復旧・防止事業<公共>

令和8年度予算概算要求額 5,971百万円（前年度 3,729百万円）

<対策のポイント>

土地改良施設の老朽化が進んでおり、パイプライン破裂等の突発事故が増加していることから、突発事故が発生した場合及び事故の兆候が認められた場合において、営農等に支障が生じることのないよう、**早期に復旧・補修等**を行います。

<事業目標>

農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（100%を維持）

<事業の内容>

1 突発事故復旧事業

土地改良施設で発生した突発事故の現地仮復旧並びに機能回復を行う復旧工事及び類似の被害を防止する対策を迅速に実施します。

2 事故防止事業

土地改良施設に漏水や亀裂等の事故の兆候が認められ、事故による被害が生じるおそれがある場合に補修・補強等を緊急的に実施します。

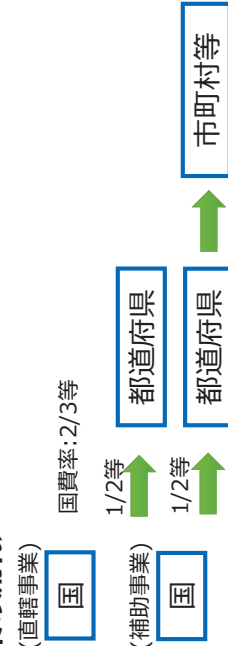
【実施要件】

- ①直轄事業
 - ・機能保全計画等に基づき、適切に保全管理されている国営造成土地改良施設
 - ・末端支配面積：100ha以上 等
 - ・復旧事業費：2,000万円以上

②補助事業

- ・機能保全計画等に基づき、適切に保全管理されている土地改良施設
- ・末端支配面積：20ha（中山間地域等は10ha）以上 等（団体営事業のうち営農や地域の経済活動、生活機能に影響が大きい事故は末端支配面積によらず適用可能）
- ・復旧事業費：200万円以上

<事業の流れ>



<事業イメージ>

突発事故への迅速な対応



現地調査(突発事故の確認)



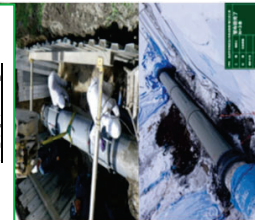
復旧工事

事故の兆候が認められた段階で対応

事故の兆候（しみ出し）



対策工事



被害を未然防止



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課（03-6744-1363）

＜対策のポイント＞

国営土地改良事業で造成された施設に係る**水利権**（河川法第23条の流水占用の許可）の**更新協議に必要な調査**、これら施設に設置された**小水力発電施設に係る水利権協議に必要な調査等**を行います。

＜事業目標＞

安定的な用水供給の確保、再生可能エネルギー導入の促進

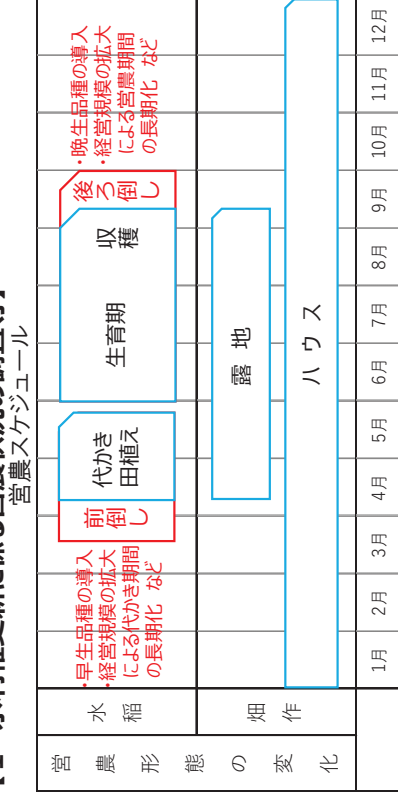
＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

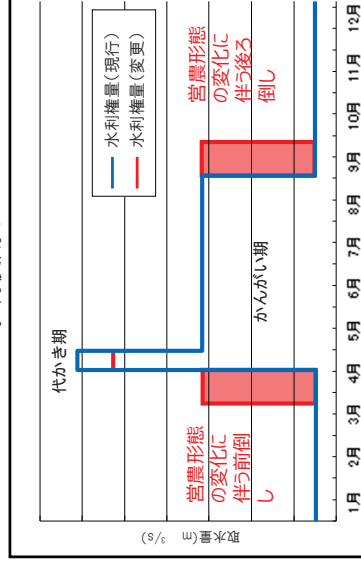
1 水利権更新に係る事業

農林水産大臣が水利使用者として許可を受けた水利権のうち、**水利権の内容に著しい変更が生じている地区、許可期限を迎える地区**について、水利権を更新するための河川管理者との協議に必要な**営農状況、必要水量の調査等**を行います。

【1 水利権更新に係る営農状況の調査等】



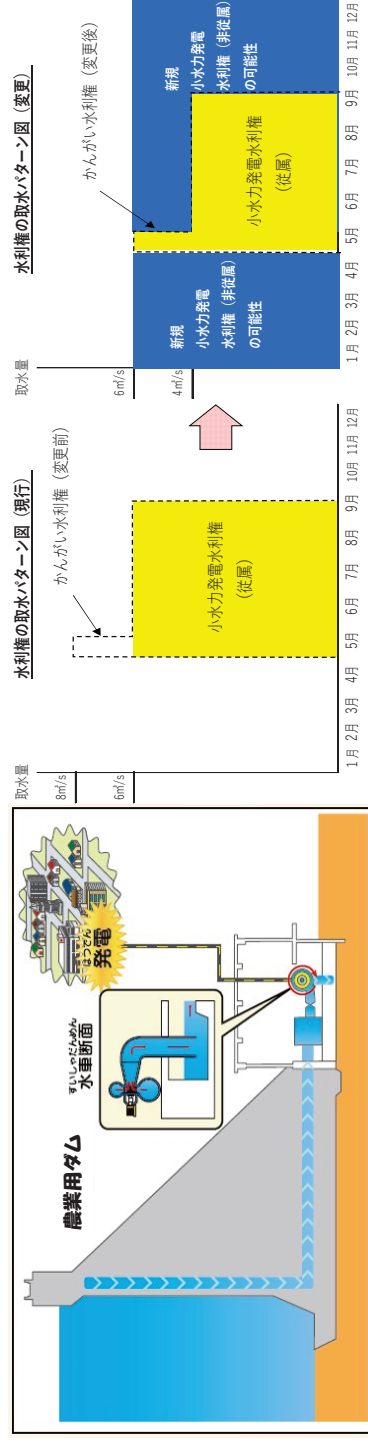
水利使用イメージ



2 小水力発電施設に係る水利権の更新及び取得に係る事業

農林水産大臣が水利使用者として許可を受けた**小水力発電水利権のうち、許可期限を迎える施設や、新しく水利権を取得する施設**について、河川管理者との協議に必要な**発電用水量の検討、必要な施設整備の検討**に必要な調査等を行います。

【2 小水力発電水利権の更新・新規取得等】



基幹水利施設管理事業 <公共>

令和8年度予算概算要求額 5,251百万円（前年度 5,007百万円）

<対策のポイント>

大規模で公共・公益性の高い国営造成施設の管理に係る経費を助成し、施設機能の適正な発揮を確保します。

<事業目標>

農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（100%を維持）

<事業の内容>

国土土地改良事業によって造成された一定規模以上の地方公共団体が管理している施設について、国が維持管理に係る経費の一部を助成し、施設機能の適正な発揮を確保します。

1 一般型（国庫補助率：30%、流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設は1/3）

【対象施設】ダム、頭首工、用排水機場、排水樋門及びこれらと一元管理を行う幹線用排水路

【実施要件】① 国により都道府県又は市町村へ管理委託されたものであること

② 1 施設当たりの受益面積がおおむね1,000ha以上※1、

畑を受益とするものにあつては300ha以上※2

（地盤沈下地帯においては、※1 500ha以上、※2 100ha以上）

③ 非農地率がおおむね10%以上

④ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの又は流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設

2 特別型（国庫補助率：1/3、平成7年度以前の採択地区は40%）

【対象施設】ダム、頭首工、排水機場、防潮水門

【実施要件】① 国により都道府県へ管理委託されたものであること

② 1 施設当たりの受益面積がおおむね3,000ha 以上

③ 非農地率がおおむね20%以上

④ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの

3 包括的民間委託推進型（国庫補助率：定額）

上記1又は2の施設における包括的民間委託の取組に対する支援

<事業の流れ>

30～40%、定額



<事業イメージ>

〔対象施設〕



（ダム）



（頭首工）



（排水機場）



（排水樋門）

〔補助対象内容〕



（地区の用水管理）



（ポンプの運転）



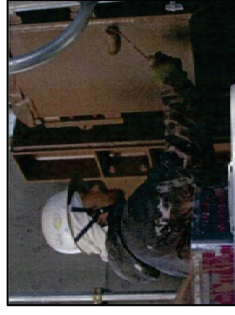
（ゲートの操作）



（水路の塵芥除去）



（ポンプの点検整備）



（ゲートの塗装）

【お問い合わせ先】農村振興局水資源課（03-3591-7073）